

訪問購入には

ルールがあります

No.168

2010年頃から家庭訪問における貴金属の買い取り被害が増加したことにより、特定商取引法が改正、事業者が訪問をして消費者から物品を買い取る行為に関する規制が導入されました。

買い取り業者から突然電話があり、来訪を承諾したが大丈夫だろうか、心配だといった相談も多く入っています。

(事例1)

一人暮らしの母が「着物やストーブなどの不要品を買い取る」と電話で勧誘され来訪を承諾。娘の私が調べたところ、訪問買い取りは貴金属目当てのトラブルが多いと知った。2日後に取りに来る約束を断りたいが事業者名も連絡先もわからない。

(事例2)

「リサイクルショップを開設するので、古着や陶器などなんでも買い取る」と女性から電話があった。自分も高齢で自宅にある着物を処分しよ



うと考えていたので訪問を承諾。ところがやってきたのは男性で、「宝石や貴金属を見せてほしい」と言われ母親の形見の指輪を売却してしまつた。大切な形見なので返してほしい。

「訪問購入」に関する規制

事業者が消費者宅を訪問して物品を買い取ることを訪問購入と言い、次のような規制が定められています。

1. 事業者は、相手方の同意を得た上で訪問しなければなりません。又、勧誘に先立つて、事業者名・買い取りの勧誘目的であること・買い取るうとする物品の種類を告げなければなりません。
2. 相手方が売却の意思が無いことを示したときには、勧

誘を継続することや、その後改めて勧誘することが禁止されています。

3. クーリングオフ制度の適用があり、事業者はその旨を記載した契約書面を交付しなくてはなりません。

※大型家電・家具・自動車・書籍・CD・DVD・ゲームソフト・有価証券はこの規制の対象外です。

消費者へのアドバイス

- ・来訪を承諾したとしても、買い取ってもらおうつもりがなければ毅然と断りましょう。
- ・来訪した業者に買い取りを依頼する場合は、家族や近所の方に同席してもらおうなど、一人に対応しないようにしましょう。
- ・一度使用された古物を買取るサービスを行うには公安委員会の許可が必要で業者は古物商許可証を携帯しなければなりません。買い取りを依頼するのであれば事前に提示を求めると良いでしょう。

・契約書の交付はきちんと受けましょう。

お問い合わせは、

市消費生活センター（2階）

☎(20)1101、FAX(20)16000へ。

文芸コーナー

貴女と私

どうしても好きになれない人
ああいう人には
なりたくない
そう思う人に
時々出会う

無神経
傲慢
不作法
強情
無慈悲
威圧的な人

なのに或る日
気が付いた
心の片隅に
嫌いな筈の
あの人黙って
座っていたことに

思わず尋ねた
いつから其処に
何処から此に
あの人言った
ずっと昔から
私は貴女の一部

山本 明美

◎選評 斎藤正敏

ああいう人にはなりたくない。他者をみて人は学びます。そのなりたくない人を自分の中に発見し戸惑ったりするのも人間です。それもこれも内省する心が人にはあるからです。

- 偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。
- 投稿は楷書でお願いします。

※詩の原稿送付先（直接選者）へ 〒297-0032 茂原市東茂原7番地 斎藤正敏宛。
「広報もばらの詩」と朱書きしてください。原稿は30行以内でお願いします。

